

## 水処理用ゼオライト購入（大崎広域大日向クリーンパーク）仕様書

### 1 総 則

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する水処理用ゼオライトの仕様について定めるものであり、納入者（以下「受注者」という。）は契約書に定めるもののほか、本仕様書に従いこれを履行しなければならない。

### 2 納入品目及び数量

(1) 品 名 工業用粉末天然ゼオライト（国産モルデナイト系）

(2) 参考品目 日東粉化工業株式会社製 SP #2300 20kg/袋

※同等品により入札する場合は、大崎地域広域行政事務組合告示等に示す質問の期限までに、メーカー名、品名、品番を記載した質問・回答書及びカタログの写しを持参又はFAXにより提出し、合否について確認を取ること。

(3) 購入見込量 約7,400kg（変動あり）

(4) 搬入車両等 4t車両以下

※施設周辺道路は時速20km以下厳守（案内看板有り）

3 契約期間 契約締結日の翌日から令和7年3月25日まで

4 納入場所 大崎市三本木蟻ヶ袋字大日向26-1

5 支払方法 納入完了後支払い（毎月末締、翌月支払）

6 契約方法 単価契約（20kg/袋）

7 入札方法 入札書には、1袋（20kg）あたりの単価（税抜）を記載すること。

8 納 入 発注日から1週間以内に納品すること

※「国民の祝日に関する法律」に規定する休日・年末年始・お盆期間を除く。

### 9 品 質

受注者が、発注者に納入する物品は、品質管理された原材料を用い、製造工程及び製品についても品質管理されたものであること。

## 10 その他

- (1) 受注者は、製品納入の一連作業において、発注者に損害を与えた場合、あるいは発注者の構築物を汚染又は損傷させた場合は、受注者の負担で弁償及び復旧しなければならない。
- (2) 本仕様書に疑義のある場合又はこの仕様書に定めのない事項で必要なものについては、発注者、受注者協議の上定めることとする。

## 11 納入時提出書類

- (1) 給付完了通知書 1部
- (2) 納入品写真帳 1部
- (3) 成分分析表 1部
- (4) その他必要とする図書 1部

## 12 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。